

令和7年11月10日
総務部区政情報課

世田谷区行政手続条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

国は、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）」を公布した。この中で書面による掲示規制の見直しとして、行政手続法の一部改正を行い、特定の場所において書面で掲示することとしていた不利益処分に係る通知について、インターネットによる閲覧等により必要な情報を確認できるようにした。

これを受け、行政手続法と趣旨を同じくする世田谷区行政手続条例についても同様の改正を行うとともに規定の整備を図るため、世田谷区行政手続条例の一部を改正する条例を令和7年第4回区議会定例会に提案する。

2 改正概要

行政庁が法令、条例又は規則の規定による不利益処分（特定の名宛人に対し、直接に義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。）を行うときは、これを行う前に聴聞又は弁明の機会の付与を行う必要がある。

聴聞^{※1}及び弁明の機会の付与^{※2}を行う際は、その旨を書面により処分の相手方に通知する必要があるところ、その者の所在が判明しない場合において、2週間区役所の門前掲示場に必要事項を記載した書面を掲示することで当該通知がその者に到達したとみなす、公示送達を行っていた。

改正後の行政手続法の規定を踏まえ、改正条例の施行日以後は、世田谷区ホームページにおいて不利益処分に係る通知内容を閲覧できるようにするとともに、引き続き門前掲示場においても必要事項を記載した書面を掲示して、公示送達を行うものとする。

※1 聴聞とは、主に許認可等を取り消すなど処分の相手方に重大な不利益処分をしようとするときに、処分の相手方等が口頭で意見を述べる機会を保障する手続のことをいう。

※2 弁明の機会の付与とは、聴聞に該当しない事由の不利益処分をしようとするときに、書面による意見陳述の機会を与える手続のことをいう。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行日

改正行政手続法の施行日

(令和5年6月16日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

5 その他

特定の個人の氏名、住所等を世田谷区ホームページに掲載することになるため、国の基準に基づき、インターネット上の機械的な情報収集手法への対策及びウェブサイトにおける禁止事項等を記載する措置を講じる。また、個別法の規定により公示送達を行う部署には、その実施の要否に関する慎重な検討や関係法規の趣旨を踏まえた適切な公示内容の確認を徹底するよう求めている。

世田谷区行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区行政手続条例 平成 7 年 9 月 27 日 条例第 47 号 改正 平成 12 年 3 月 13 日 条例第 17 号 平成 16 年 12 月 9 日 条例第 46 号 平成 27 年 3 月 9 日 条例第 9 号 世田谷区行政手続条例 略 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 略 (7) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分 ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分 ハ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由として	○世田谷区行政手続条例 平成 7 年 9 月 27 日 条例第 47 号 改正 平成 12 年 3 月 13 日 条例第 17 号 平成 16 年 12 月 9 日 条例第 46 号 平成 27 年 3 月 9 日 条例第 9 号 世田谷区行政手続条例 略 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 略 (7) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分 ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分 ハ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由として

改正後	改正前
されるもの 略 (国の機関等に対する処分等の適用除外) 第4条 国の機関、区の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。 略 (不利益処分をしようとする場合の手続) 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。 ロ イに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。 (2) 前号イ及びロのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。 略 (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあら	されるもの 略 (国の機関等に対する処分等の適用除外) 第4条 国の機関、区の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。 略 (不利益処分をしようとする場合の手続) 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。 ロ イに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。 (2) 前号イ及びロのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。 略 (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあら

改正後	改正前
かじめ聴くことを要しないものとして区長その他の機関の規則で定める処分をしようとするとき。 (不利益処分の理由の提示)	らかじめ聴くことを要しないものとして区長その他の機関の規則で定める処分をしようとするとき。 (不利益処分の理由の提示)
第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。	第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。
略 第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聴聞の期日及び場所 (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	略 第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聴聞の期日及び場所 (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
略 3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。	略 3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁</u>

改正後	改正前
<u>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> （代理人） 第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第<u>4</u>項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 略 （続行期日の指定） 第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。 略 3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法につい	<u>の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> （代理人） 第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第<u>3</u>項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 略 （続行期日の指定） 第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。 略 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用す

改正後	改正前
て準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。	る。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>揭示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>揭示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>揭示を始めた</u>日の翌日）」と読み替えるものとする。
略	略
（弁明の機会の付与の通知の方式）	（弁明の機会の付与の通知の方式）
第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
（1） 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項 （2） 不利益処分の原因となる事実 （3） 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所） （聴聞に関する手続の準用）	（1） 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項 （2） 不利益処分の原因となる事実 （3） 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所） （聴聞に関する手続の準用）
第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。	第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。
略	略
<u>附 則</u> <u>（施行期日）</u>	
<u>1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進す</u>	

改正後	改正前
<u>るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この条例による改正後の世田谷区行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。</u>	